

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例（平成27年3月27日京都市条例第76号）（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）

1 適正な動物の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、不適正な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止し、生活環境の保全を図るとともに、人と動物の共生する社会の実現に資するため、この条例を制定することとしました。

2 この条例の概要は、次のとおりです。

(1) 責務等

所有者等（動物の所有者又は占有者をいう。以下同じ。）、本市及び市民等（市民及び観光旅行者その他の滞在者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、これらの者の間の相互の協力について定めることとします。

(2) 動物の適正な取扱い

ア 多数の犬等の飼養等に係る届出

犬又は猫（生後91日未満のものを除く。以下「犬等」という。）の所有者等（市長が定めるものを除く。）が、一の場所（当該所有者等が主として犬等の飼養又は保管の用に供する住居その他の建物又は土地をいう。）において、多数の犬等を飼養し、又は保管することとなったときは、その旨を市長に届け出なければならないこととします。

イ 飼い犬のふんの回収義務

(ア) 犬の所有者等は、飼い犬を道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所に同伴しようとするときは、当該飼い犬が排せつしたふんを回収するための用具を携帯しなければならないこととします。

(イ) 犬の所有者等は、飼い犬が自宅等（当該所有者等の自宅又は当該所有者等が正当な権原に基づき飼い犬を飼養し、又は保管することができる場所をいう。）以外の場所でふんを排せつしたときは、直ちに当該ふんを回収しなければならないこととします。

ウ 不適切な給餌の禁止等

(ア) 市民等は、所有者等のない動物に対して給餌を行うときは、適切な方法により行うこととし、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはならないこととします。

(イ) 市長は、(ア)の動物に対する給餌について、必要があると認めるときは、

適切な給餌の方法に関し市民等が遵守すべき基準を定めることができることとします。

(3) 勧告及び命令

ア 市長は、(2)ウ(ア)に違反し、又は同(イ)の基準に従わずに行われている給餌に起因して周辺の住民の生活環境に支障が生じていると認めるときは、当該支障を生じさせている者に対し、必要な措置を採ることを勧告することができることとします。

イ 市長は、アの勧告を受けた者がその勧告に係る措置を採らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を採ることを命じることができることとします。

(4) 報告又は資料の提出

市長は、(2)の措置(イ(ア)を除く。)及び動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)第25条の規定の施行に必要な限度において、所有者等又は所有者等のない動物に対して給餌を行っている者等に対し、動物の取扱いの状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができることとします。

(5) 立入調査等

市長は、(2)の措置(イ(ア)を除く。)及び法第25条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、不適正な動物の取扱いが行われていると認められる場所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができることとします。

(6) 罰則

ア 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処することとします。

(7) (3)イの命令に違反した者

(8) (4)の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(9) (5)の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

イ (2)イ(イ)に違反した者は、30,000円以下の過料に処することとし

ます。

ウ (2) アの届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10,000円以下の過料に処することとします。

この条例は、平成27年7月1日から施行することとしました。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行することとしました。

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第 76 号

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 動物の適正な取扱い（第7条～第10条）

第3章 雑則（第11条～第13条）

第4章 罰則（第14条～第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、適正な動物の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、不適正な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、人と動物の共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 動物の所有者又は占有者をいう。
- (2) 飼い犬 所有者等が所有し、又は占有する犬をいう。
- (3) 飼い猫 所有者等が所有し、又は占有する猫をいう。
- (4) 野良猫 飼い猫以外の猫をいう。
- (5) 市民等 市民及び観光旅行者その他の滞在者をいう。
- (6) 自宅等 犬又は猫（以下「犬等」という。）の所有者等の自宅又は所有者等が正当な権原に基づき飼い犬若しくは飼い猫を飼養し、若しくは保管することができる場所をいう。

（所有者等の責務）

第3条 所有者等は、人に迷惑を及ぼすことのないよう動物の適正な飼養及び保管に努めなければならない。

- 2 犬等の所有者は、マイクロチップをその所有する犬等の体内に装着する方法その他の当該犬等が自己の所有に係るものであることを明らかにする措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 犬の所有者等は、飼い犬を道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）に同伴しようとするときは、あらかじめ、自宅等において排せつさせるよう努めなければならない。
- 4 猫の所有者等は、飼い猫が自宅等以外の場所に侵入することにより人に迷惑を及ぼすことを防止する観点から、飼い猫を屋内において飼養し、及び保管するよう努めなければならない。

（本市の責務）

第4条 本市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 動物の適正な取扱いに関する指導及び意識の啓発を行うこと。
- (2) 公共の場所における動物のふん尿による被害の防止に関する施策を実施すること。
- (3) 野良猫に対する適切な給餌（給水を含む。以下同じ。）に係る活動を支援すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、動物との触れ合いに際して、人に迷惑を及ぼすことがないように、動物を適正に取り扱うよう努めなければならない。

（相互の協力）

第6条 所有者等、本市及び市民等は、この条例の目的を達成するため、相互に、その果たす役割を理解し、協力するものとする。

第2章 動物の適正な取扱い

（多数の犬等の飼養等に係る届出）

第7条 犬等（生後91日未満のものを除く。以下この項において同じ。）の所有者等（動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項第3号に規定する第1種動物取扱業者、法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者その他別に定める者を除く。以下この条において同じ。）は、一の場所（当該所有者等が主として犬等の飼養又は保管の用に供する住居その他の建物又は土地をいう。以下この項において同じ。）において、飼養し、又は保管する犬の数が5以上又は犬等の数が10以上

(犬の数が4以下の場合に限る。)となったときは、その日から30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 所有者等の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 犬等を飼養し、又は保管する場所の所在地

(3) 飼養し、又は保管する犬等の数

2 前項の規定による届出をした所有者等は、前項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(飼い犬のふんの回収義務)

第8条 犬の所有者等は、飼い犬を公共の場所に同伴しようとするときは、当該飼い犬が排せつしたふんを回収するための用具を携帯しなければならない。

2 犬の所有者等は、飼い犬が自宅等以外の場所でふんを排せつしたときは、直ちに当該ふんを回収しなければならない。

(不適切な給餌の禁止等)

第9条 市民等は、所有者等のない動物に対して給餌を行うときは、適切な方法により行うこととし、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはならない。

2 市長は、前項の動物に対する給餌について、必要があると認めるときは、適切な給餌の方法に関し市民等が遵守すべき基準を定めることができる。

(勧告及び命令)

第10条 市長は、前条第1項の規定に違反し、又は同条第2項に規定する基準に従わずに行われている給餌に起因して周辺の住民の生活環境に支障が生じていると認めるときは、当該支障を生じさせている者に対し、必要な措置を採ることを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を採らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を採ることを命じることができる。

第3章 雑則

(報告又は資料の提出)

第11条 市長は、前章(第8条第1項を除く。次条第1項において同じ。)及び法第25条の規定の施行に必要な限度において、所有者等又は所有者等のない動物に対して給餌

を行っている者その他の関係者に対し、動物の取扱いの状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第12条 市長は、前章及び法第25条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、不適正な動物の取扱いが行われていると認められる場所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 罰則

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第10条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第11条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(3) 第12条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第15条 第8条第2項の規定に違反した者は、30,000円以下の過料に処する。

第16条 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

(多数の犬等の飼養等に係る届出の特例)

2 この条例の施行の日から平成27年8月31日までの間における第7条第1項の規定

の適用については、同項各号列記以外の部分中「その日から30日以内」とあるのは、
「平成27年10月1日まで」とする。

(関係条例の一部改正)

3 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「, 犬のふん」を削る。

第4条第1項中「(犬のふんを除く。次項, 第23条第1項及び第29条において同じ。)」を削る。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)